

## 刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の省エネ化を推進するため、住宅について省エネ改修等補助事業を実施する者に対し交付する刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅及び国、地方公共団体その他公の機関が所有するものは除く。
- (2) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (3) ZEH水準 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす住宅の省エネ性能の水準をいう。
- (4) BELSによる評価等 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に規定する表示すべき事項に係る第三者による評価又は当該表示すべき事項に係る自己評価をいう。
- (5) 省エネ診断 住宅の現状における省エネ性能を省エネ基準等を踏まえた客観的な方法で調査及び評価をし、診断書にまとめることをいう。
- (6) 省エネ改修 省エネ基準又はZEH水準を満たす省エネ性能を確保するための開口部、躯体等の断熱化に係る工事及び設備の効率化に係る工事をいう。

(7) 代理受領 省エネ診断、省エネ化のための計画の策定又は省エネ改修を行う業者（以下「実施業者」という。）が、第9条に規定する補助決定者の同意に基づき、当該省エネ改修等補助事業に要した経費の額から当該決定を受けた補助金の額（同条第1項の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受けた額）を控除した額を補助決定者に請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領することをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 住宅の省エネ診断を行う事業

(2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修を行う事業で、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当するもの

(ア) 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準を満たすことについて、BELSによる評価等を受けているもの（取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。）

(イ) 住宅の部分について別表第1-1に掲げる工事を行うものであって、複数の箇所の同表第1項第1号に掲げる工事を含むもの（以下「部分改修」という。）

(ウ) 全体改修（ZEH水準を満たすことについて、BELSによる評価等を受けているもの（取得予定であるものを含む。）に限る。）と併せて実施する構造補強工事であって、次のいずれかに該当するもの

a 構造計算により構造安全性が確認できるもの

b 床面積が300平方メートル以下の木造住宅においては、国土交通省において定める木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準に適合するもの

イ 事業を行う住宅が次のいずれにも該当するもの

(ア) 地震に対する安全性が別表第1-2に定めるいずれかの確認方法により確認できるもの

(イ) 現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては、Z

E H水準を満たすよう改修を行うもの

(ウ) 現にZ E H水準を満たしていないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象事業を実施する住宅の所有者（共同住宅における建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者を含む。）

イ 共同住宅の管理組合

(2) 市が賦課徴収を行う税金の滞納がないこと。

(3) 暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

(1) 住宅の省エネ診断を行う事業 次に掲げる費用

ア 省エネ診断に係る費用

イ 省エネ診断に必要な調査のための費用

ウ 住宅についてBELSによる評価等を受けるために必要な費用

(2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定を行う事業 次に掲げる費用

ア 省エネ改修を行うために必要な調査、設計又は計画に係る費用

イ 改修設計内容についてBELSによる評価等を受けるために必要な費用

(3) 住宅の省エネ改修を行う事業 次のいずれかの費用

ア 全体改修の場合にあつては、省エネ改修に係る費用。ただし、別表第1-1にモデル工事費の定めのあるものについては、モデル工事費の額を上限とする。

イ 部分改修の場合にあつては、省エネ改修に係る費用のうち別表第1-1に定める工事に係る費用。ただし、モデル工事費の定めのあるものについ

ては、当該モデル工事費の額を上限とする。

2 前項第3号の費用について、別表第1－1第2項に掲げる工事に係る費用の算定にあつては、同表第1項に掲げる工事に係る費用の額を限度とする。

3 国、地方公共団体その他の者が行う補助制度を受け、又は受ける予定がある場合、当該補助制度が対象とする部分に係る経費は、補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、別表第2に掲げる額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の住宅において、第3条各号に掲げるそれぞれの事業につき1回を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に係る契約を実施業者と締結する前に、刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に別表第3に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（計画の変更）

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金変更交付申請書（様式第3号。以下「変更交付申請書」という。）に別表第3の書類のうち、当該決定に係る内容（計画の変更の承認を受けている内容の変更の場合にあつては、直近の承認に係る内容）から変更となる事項を示すものを添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、変更の内容が6月未満の事業が完了する予定の日の延長（交付の決定の日の属する年度の2月末日までの延長に限る。）の場合は、不要とする。

3 市長は、変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた

ときは、刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により当該変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（計画の中止等）

第１０条 補助決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、刈谷市民間住宅省エネ改修等補助事業中止（廃止）届（様式第５号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第１１条 補助決定者は、第８条の規定による交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２ 前項の規定による取下げを行うときは、刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付申請取下届（様式第６号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第１２条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、刈谷市民間住宅省エネ改修等補助事業完了実績報告書（様式第７号。以下「実績報告書」という。）に別表第３に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

２ 前項の規定による報告は、補助対象事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

３ 補助決定者は、代理受領を選択する場合は、第１項の書類に加えて、刈谷市民間省エネ改修等補助金代理請求及び代理受領同意書（様式第８号）を添付するものとする。

（補助金の交付）

第１３条 市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者からの請求により補助金を支払うものとする。

２ 市長は、前項の規定にかかわらず、代理受領を認めた場合は、実施業者からの請求により補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１４条 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとした場

合

(2) 関係法令に違反する行為があった場合

- 2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、第1項の規定による取消しを受けたときは、当該取消しに係る額を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和10年3月31日以前に交付決定を受けた者に係る第14条の規定による交付決定の取消し及び補助金の返還については、なお従前の例による。